

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成28年6月10日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

6月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第49号所管分の審査-----	2
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
議案第52号の審査-----	10
質疑（増永和起委員）	
議案第54号の審査-----	12
質疑（増永和起委員、嶋野浩一朗委員）	
採決-----	18
所管事項に関する事務調査について-----	18
閉会の宣告-----	19

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成28年6月10日（金）午前10時 開会
午前11時21分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 嶋野浩一郎 委員 村上英明
委員 増永和起 委員 南野直司 委員 森西正

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市民生活部長 登阪 弘 同部次長 山田雅也
文化スポーツ課長 妹尾紀子 市民課長 川本勝也
市民活動支援課長 谷内田修
保健福祉部長 堤 守 同部参事兼高齢介護課長 鈴木康之

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 坂本敦志

1. 審査案件

議案第49号 平成28年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分
議案第52号 平成28年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）

(午前10時 開会)

○上村高義委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

予報によりますと、きょうは30度以上の猛暑日になりそうでございますが、委員の皆さんにはお忙しいところ、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一旦、退席させていただきます。

○上村高義委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第49号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

増永委員。

○増永和起委員 一般会計の補正予算6ページ、総務費国庫補助金の戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事業費

補助金と、それから10ページ、歳出のほうですが、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード関連事務交付金について質問をさせていただきます。

これは、国庫のお金が市に入ってきて、J-LISのほうへまた払われるということで、市としては通り抜けるというお金だとは思いますが、個人番号のカード、それから、通知カードについて、今どのような状況なのか。通知カードが届いていない分が、どれくらい市に残っているのかということと、それから、個人番号の交付が、どれくらい進んでいるか。また、休日、夜間の開庁が今どのように行われていて、これからどういうふうに行われる予定なのか。それから、トラブルとかいう問題は摂津市においてはどのようなのかということについて質問をさせていただきます。

それから、同じく10ページ、文化振興費、緞帳設置業務委託料、文化ホール器具費とありますが、これを具体的に教えていただきたいと思います。

同じく10ページ、敬老金、印刷製本費、高齢者日常生活支援委託料、住宅改造費用助成費が、補正予算として上げられておりますけれども、この中身と、それから対象の人数ですね。これについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 答弁をお願いします。

川本課長。

○川本市民課長 それでは、マイナンバーに関しますご質問にお答え申し上げます。

まず、通知カードの状況でございます。通知カードにつきましては、昨年11月下旬から12月上旬にかけて、世帯のほうに配付されまして、当初は約4,100通の返戻があり、約10%が未交付とな

っておりました。この間、市役所のほうに取りにこられまして、現在では、約1,000通、約2.6%まで減ってきております。

続きまして、個人番号カードの状況でございます。個人番号カードにつきましては、申請はJ-LISのほうで行っておりまして、申請数につきましては、5月末現在におきまして、摂津市民の方、7,754件、市民の約9.1%の方が申請をしております。

実際に市民の方にお渡しした交付の件数でございますけれども、これはきのうまでにおいて、5,650件、市民の約6.6%となります。

続きまして、休日の開庁ということでございます。マイナンバーカード交付の休日開庁につきましては、当初3月からスタートしまして、基本的に毎月第2、第4日曜日の朝の9時から昼の3時まで実施しておりました。それが、先月から開庁時間を2時までに短縮しておりまして、今後の予定としましては、まだ正式決定ではないんですけれども、来月から2時のところを正午までに縮小しようと思っております。これにつきましては、一定申請の件数が減ってまいりましたので、財政負担、超勤等々の兼ね合いから、縮小の方向で考えております。

続きまして、トラブルというご質問でございますけれども、以前にもお伝えしたとおり、国のマイナンバーカード交付システムが、交付の当初1月から3月ぐらいまでは断続的にとまってしまうというか、動作が遅いといいますか、そういったトラブルがございましたけれども、それが4月に入りまして、国のほうでシステムトラブルの原因を究明しまして、システムを改修し

て解消しておりますので、特に、今現在は大きなトラブルなく進んでおります。

済みません。先ほど休日開庁のお話でしたけれども、夜間につきましても、毎週水曜日のみ、今は6時半まで実施しております。

以上でございます。

○上村高義委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 増永委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、緞帳の設置業務委託料ですけれども、今、舞台にかかっております緞帳の新設ということで、新しく製作をいたしまして、設置をいたしますものでございます。

あと、器具費につきましては、展示室のほうで展示等で使います展示パネルを9枚ほど購入する予定の積算としております。

もう一つ、液晶モニターをロビーに設置する予定で、それは1台でございますけれども、器具費といたしましては、その二つの種類を予定した積算で上げさせていただいております。

以上でございます。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、一般会計補正予算書の10ページに記載しております老人福祉費の補正の内容と対象人数についてご答弁申し上げます。

まず、11ページの敬老金につきましては、見直しによりまして、当初予算を組んでおりました266名の方から、従前の給付という形になりますので、対象者が1,181名となりまして、その不足費用1,062万円を計上させていただいております。

また、次に、印刷製本費につきましては、対象者の方に敬老金を給付するに当たり

まして、祝い袋に入れてお渡しいたしますので、その不足枚数分の印刷製本の増額の計上でございます。

次に、高齢者日常生活支援委託料につきましては、介護保険制度がある中で、ショートステイやナイトステイといたしまして、限度額以上ご利用された方に対して、市として上乘せの支援をしてきたわけですが、これにつきましても、従前の形で給付させていただくことになりましたので、見直し後の緊急時の対応の方のみの予算から、250万円を計上させていただきまして、もとの550万円で執行させていただく形になります。

対象者としましては、これは人数ではなくて回数になりますけれども、当初は見直しによりまして、緊急時の方につきましては、300回分のショートステイの利用を考えておりますけれども、一旦、旧制度に戻しますので、その倍の600回分を対象としました制度に戻させていただくものです。

次に、住宅改造費用助成費につきましては、今回廃止から再度復活ということで、平成27年度実績から予算として400万円を計上させていただいております。これにつきましては、60万円までの分として4件と40万円までとしまして4件、合計400万円の計上をさせていただいております。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問をさせていただきます。

個人番号カードについてです。今お話があったように、まず通知カードが摂津市でも1,000通未交付で残っているということがわかりました。

それから、マイナンバーカードの申請は、

7,754件ですかね。しかし、交付については、5,650件ということで、まだ申請はしたけど手元に届かないという方々がたくさんいらっしゃるということも、これは全国的に見ても、そういう数字が報道されております。トラブルが非常に1月から3月、相次いだということで、摂津市でもJ-LIS側のトラブルで、交付がその日のうちにできなかったというようなお話も伺ったかなと思います。その日のうちではなかったですかね。その場でできなかった。後でお届けに上がったというようなお話も前回お聞きをしました。そういう中で、全国では暗証番号、これは本人が、来られた方が記入するというふうになっているというふうに報道では伝わっていると思うんですけども、それを機械のトラブルのために職員さんが聞いといて、あとで書き込んで、カードになったものをお渡しするというふうな形をとったということが事例として挙がっていて、この問題について、これは本来個人番号の暗証番号ですから、本人しか知ってはいけない内容のものを、職員さんがそうやってメモをすとか、書き込むとかいうようなことが起きたということで、これは非常に問題なんじゃないかというような記事が挙がっていたんですけども、摂津市ではこういうことがなかったのか。また、こういうことについてどう考えておられるのかということについて、2回目のお尋ねをしたいと思います。

休日、夜間の開庁については、申請が減ってきているので縮小するというので、それはよくわかります。

続きまして、文化振興費ですね。工事が進められていると思うんですけども、順調に行われているのか、苦情とかそういう

ことが近隣から寄せられているようなことはないのか。そういう問題について教えていただきたいと思います。

それから、高齢者のさまざまな施策、一旦行革によって縮小ということでは言われていたのを、もう一度復活ということで、非常に私たちも評価をしているところです。高齢者の日常生活支援委託料は、ショート、ナイトの件数をもとに戻すということで、この制度によって非常に助かっておられる方がたくさんいらっしゃるというふうにお聞きをしております。日数が限られている。一旦は自宅に帰って、もう一度利用すると。そういうふうに施設を使わなければならないというのが、一応の決まりということにはなっているけれども、果たして、そしたら1日、2日の間、自宅へ必ず帰れるのかというと、高齢者の方々、決してそういうふうに環境が整ってないという方もたくさんいらっしゃる、そういう中で、これが自費になると、1万円ぐらいの費用がかかることを2,000円ぐらいですかね。それで何とかしのげるということで、この制度がなくなると、本当に行き場がなくなって困ってしまうと。先ほど緊急の方は助けるようにしてあったんだというお話ですけれども、それでも一定条件がいろいろあると思います。皆さんがそこに当てはまるわけではない。そういう中で、この制度によって非常に助かっておられる方がたくさんいらっしゃるということで、大変いいことだと思っておりますので、これは縮小するのではなく、拡大していただきたいというふうに思っております。

住宅改造費用助成費についても、そうですし、敬老金についても、そもそも削減をする必要がなかったと私たちは思ってお

りますので、今後ともしっかりと継続をしていただきたいと思います。

ここについては要望でよろしく申し上げます。

以上です。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、マイナンバーカード交付の際の暗証番号の設定の件でございますが、通常の流れとしましては、市民の方が窓口に来られまして、一旦用紙に暗証番号を書いていただきます。その上で、ご本人さんにタッチパネルを操作して暗証番号を設定していただきます。特に高齢者の方でしたら、通常の場合でも、職員に「押してよ」といって依頼される方もいらっしゃいます。また、先ほどのお話のように、システムがとまった際は、タッチパネルでの設定はできません。その際には、「職員のほうで暗証番号を預かって設定させてもらってもいいですか。そうしましたら、後でカードを持っていきます」と、ご了承の上で設定させていただいておりますので、特に問題はないと思っております。

以上でございます。

○上村高義委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 増永委員の2回目のご質問にご答弁いたします。

文化ホールの工事につきましては、今のところ11月3日の記念式典に向けまして順調に工事が行われているというふうに聞いております。

苦情につきましても、特に今のところそういうお話は聞いておりませんので、もしありました場合、工事業者、もしくは私どものほうで住民の方にご説明に上がりまして、ご理解いただくようにはしておりますので、今のところは大丈夫かと思ってお

ります。

以上でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 個人番号カードについてです。日本弁護士連合会の情報問題対策委員会前委員長の清水勉弁護士が、総務省の対応について言っているということで、同省が挙げる省令の33条は、申請者が暗証番号を自治体に届け出ることを定めていますと。まともに解釈すれば、申請者が端末を介して暗証番号を自治体に届け出る手順を定めているのであって、職員に教えてかわりに入力させることを定めたものではありません。自治体職員による悪用はあり得るわけで、勝手な解釈は許されるべきではありませんと言われていました。

また、市民団体プライバシー・アクションというところがありまして、そこの白石孝代表は、マイナンバー制度の設計をした内閣官房の向井審議官は、国会で繰り返し、カードを紛失しても暗証番号があるから悪用されないという趣旨の答弁をしています。それにもかかわらず、自治体職員が暗証番号をメモに控えているというのは明らかにおかしい。どんな悪用されるか予見できません。悪事をする人は役人など、おもて社会しか知らない人には思いもつかないことをするから事件になる。こんな運用をせざるを得ないのなら、一旦マイナンバーカードの交付は中止すべきですということで、厳しくおっしゃられております。やはり、摂津市だけの問題ではなくて、全国的な問題だと思っておりますけれども、暗証番号というのは本人しか知らないということで、安全性の担保ということがされるわけですから、それが端末に入れられないという時点で、もうマイナンバーカードそのものの発行ということが、既にそこで

本来はできないものなのではないかと。これは任意のカードの取得ですから、ご本人さんが暗証番号を入れられないというような、そういう方に、わざわざ暗証番号を職員が入れて差し上げるということは、それは一見サービスであるように見えますけれども、反対に本来あるべき姿ではないということをお聞きしておられるのかどうか。ぜひそこをお聞きしたいと思っております。これは、全国的にいろいろ同じような事例が起きています。ですから、摂津市としての問題だけではなくて、やはり国に対して、こういう制度運用を自治体の職員がせざるを得ない状況に追い込まれていることについて、きちんと国に抗議をしていただきたいと思うんですね。摂津市の職員さんに、私が読み上げたような悪用する方がいらっしゃるとは思っておりませんが、やはり、全国で公務員の方の中にも、いろんな事件が起きておりますし、やっぱりそこはきちんと考えていかねばならない問題なんではないかというふうに思います。

マイナンバーカードの取得については、先日、住基カードが使えなくなっている状態の方に対して、市の窓口で、この住基カードはもう使えませんよというご説明と、それから、かわりにマイナンバーカードがありますというふうなことで進められたと。もちろん強制的とかそんなことではありませんけれども、そういうことがあったということでお聞きをしております。これについても、住基カードがもう使えなくなったという説明と、マイナンバーカードがありますよという説明をされるのは結構なんですけれども、それが住基カードが使えなくなったからマイナンバーカードに変えたらいいと簡単に思われる、そうすべ

きだというふうなとらえ方になっていたのではないかということで、お話をしたと思うんですけれども、やはりマイナンバーカードと住基カード、これは大きく違うものですので、はっきりその点については、ご本人さんが、あくまで任意でマイナンバーカード、私はつくるんだと、そういう意思をちゃんともってつくられるということが必要だと思いますので、その辺の説明もぜひちゃんとしていただきたいなと思います。今の問題についても、認識をお聞きしたいと思っております。

文化ホールのほうは順調だということで、これから地域の方々に対して、やはりきちんと気遣いもしていただき、話し合いもしていただいて、トラブルのないように進めていただきたいと思っております。要望としておきます。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、暗証番号のことでございますが、先ほど言いもれてたんですけれども、暗証番号は、一旦用紙に書いていただきまして、職員のほうが設定させていただいて、その用紙は本人にお返しするという形でございます。当然ご了承の上で設定をさせてもらっていますし、本人さんしか知り得ないということでございますけれども、市民サービスのことを考えますと、一定、市の職員が設定するというのもやっぱりあり得るかなというふうには思っております。我々、地方公務員法で守秘義務も課せられておりますし、個人情報保護条例で個人情報をもらしたら罰則もございますので、そういった面では市民サービスを考えると、職員がさわるのは致し方ないかなというふうには考えております。

続きまして、住基カードと個人番号カー

ドということでございますけれども、先ほど委員がおっしゃいましたケースにつきましては、5月の末ぐらいに市民課の窓口であった事例でございます。担当の職員としましては、今まで住基カードをお持ちであったということは、やはり何らかの形で本人確認書類が必要であるから持っておられるということでございますので、制度的には、個人番号カードが開始になりまして、「住基カードが廃止になるという形でございますので、住基カードが廃止になったときには、今度は個人番号カードが本人確認書類として使えますよ」というご案内は、別物ではございますけれども、そういったご案内をするのは当然でございますので、間違った対応ではなかったというふうには考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今お話で、個人番号カード、暗証番号を職員が触るのはある程度仕方がないというお話でしたけれども、やはり先ほど言いましたように、そのことについて大変懸念が上がっています。公務員として、いろいろと守秘義務が課せられているということはもちろんのことだと思います。今、窓口で対応されてるのは非正規の方ですよね、マイナンバーの申請に当たってはね。期間も短い期間でおられる方だと思っておりますけれども、やめてからも守秘義務はあるとは思いますが、やはりどんなトラブルがその後に起きてくるかということについて、市は責任を持ちきれない部分があるんじゃないのかなというふうに思います。目の前にされて、私よう触らんからやって頂戴と言われて、いや私たちはできませんというふうに言えるかどうかという問題は確かにあると思っております。

れども、そういう問題をはらんだ大変危険な部分があるということについて、やはり国に対して、一番現場で対応をして、細かいことがわかってくる現場から声をきちんと国に上げて、この制度のあり方そのものにちゃんと対応するように、国について言うべきだと私は思っておりますので、これ要望にしておきますけれども、ぜひお願いします。

これ、職員さんだけじゃないんですよ。これからはコンビニでいろいろ住民票や何やら取得しようと思えば、そこで暗証番号入れなあかんわけです。そうすると、コンビニの店員さんに押して頂戴という話になるわけですよ。このコンビニの店員さんというのは、別に守秘義務も何も課せられてないと思うんです。こういう制度だということがそもそもおかしいということについて、やはりきちんと国に対して意見を言うていただけるようお願いをしておきます。

それから、住基カードとマイナンバーカードの問題ですけれども、職員さんは親切にマイナンバーカード今度これでできますよということでおっしゃっていただいたと思うんです。ご紹介されるのはもちろん結構だと思うんですけれども、その二つが違うということについての説明と、それから、あくまで任意ですけれども、どうされますかということについて、リスクも含めてきちんと説明を果たしていただきたいと思います。

以上、2点、要望にしておきますので、どうぞよろしくお願いします。

○上村高義委員長 委員長からも、今の個人番号について守秘義務、あるいは機密保持、個人情報保護ということでは、職員並びに関係会社に再徹底をして、国の動きは

ともかくとして、摂津市民の中でそういうトラブルが発生しないように、ぜひとも再徹底をするようお願いしておきます。

ほかにございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 今回の議案第49号の所管分につきましては、先ほど、民生常任委員会の所管分全て質問をされたと思うんですが、その中で1点だけお尋ねと、また意見というか、要望にしたいと思うんですが、質問は、先ほどの敬老金の復活とか、あと高齢者日常生活支援委託料、昨年並みの金額をもってきたということ、また、住宅改造費用助成、当初予算ではなかったものを今回入れられたということであると思うんで、私も5次行革という面では、総論的にはやっていくべき方向だというふうに思っているんですが、その中で、今回白紙というか、原点にかえったというか、見直しということで、この予算計上されてるのかなというふうに思うんですが、この予算が、可決されたあかつきということで、市民、関係者への周知関係をどのように考えておられるのかということだけ、1点だけご質問させていただきたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 村上委員の質問にご答弁申し上げます。

まず、今回見直しをさせていただきました、予算計上させていただいた項目につきましての周知につきましてご答弁申し上げます。

まず、高齢者日常生活支援委託料につきましては、ショートステイ、ナイトの宿泊の支援ですけれども、これにつきましては、ケアマネジャー等が動いていただいて、市民の利用をサポートしているわけですけ

ども、事業者には3月以前に制度の見直しが起こるかもしれないという情報提供をさせていただいた中、今般、3月議会において再検討ということになりましたので、それ以降に制度が復活しておりますという旨を事業所にお伝えしております。

また、市民につきましては、広報等で従前どおりといいましょうか、こういう制度がありますという部分の周知を今後図っていききたいと思っております。

また、10月からライフサポーターによります75歳以上の訪問の中で、冊子等をつくった中で、情報提供の内容にもこの項目を入れまして、周知を図っていききたいと考えております。

以上です。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 1回目で申し上げましたように、なくなったものを新たに今回計上されたとか、また今までこの金額を削減されていたものが昨年並みというか、平成27年度ぐらいまでの金額ということで、今、予算計上されているということで、それで市民にとっては本当にありがたいなという面もあるかというふうに思います。これから5次行革の関係で、いろいろと制度の見直しをされていくというふうに思っているんですけども、その中で、一つの制度全てを廃止するというんですかね、見直しということで、なくしていくというものもあるかもしれませんが、一つ一つこの制度の中で、現実の利用者の方々と意見交換をしていただいて、その中で、例えば利用できる条件を見直していくとか、緩和していくとか、ちょっときつめにと言ったら怒られますけども、その制度を見直していくとか、一つ一つ小まめな形で、この行革を進めていくということであれば、そ

ういう見直しも本当に必要なことではないのかなというふうに思いますので、そういう意味では、しっかりと利用者の方のご意見というか、現場のニーズというんですかね、現場で活用されてる方の思いというか、ご意見とかしっかりと聞いていただいて、そして5次行革を設けていくのであれば、しっかりとその辺で検討していくということをお願いしたいなということ意見をとして申し上げておきたいと思っております。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

森西委員。

○森西正委員 それでは、先ほどから増永委員、村上委員が質問されてますけれども、老人福祉費の補正については、第1回の定例会の流れがありましたから、その補正というのは理解できます。また、戸籍住民基本台帳費については、補助金の関係もありますので、その点に関しては、今回補正ということでは理解をするんですけども、文化振興費の綴帳設置業務委託料と文化ホールの器具費に関してですけれども、この部分というのは、妹尾課長が改修について、今順調に進みますということでもありますけれども、当初で、この部分というのが発生するということが、まず見込めなかったのかということと、それと、今回補正を組まれてますけれども、完成するまでにまだ今後補正を組まなければならないというようなことが発生してくる可能性があるのか。その点をお聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 森西委員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、補正を上げさせていただいたこの二つの項目につきましては、もともと器具

費のほうにつきまして、昨年度末、3月ごろにご寄附をいただいて、文化ホールの器具費の購入に充ててほしいという形の目的寄附がございましたので、その時点でのご寄附でしたので、今回の補正という形ではなく、お金でいただいたので、こちらのほうでの執行という形になりますので、今回の補正予算に上げさせていただきます。

緞帳と、あともう一つ液晶モニターにつきましても、ご寄附のご意思があったということで、それもこれからということではございますけれども、そういう形で当初には組めなかったという理由がございます。

あと、今後工事の面で補正を上げなければならないというようなことが起こらないのかというお問い合わせございましたけれども、先ほど11月3日の記念式典に向けましてということで申し上げておりました、実際に工期のほうにつきましては9月末、10月には内部の内装の緞帳とかの設置とか、そういうことも出てきておりますので、実際に補正というタイミングが今回でしか上げられないということですので、今のところ、補正予算が発生するような大きな変更というのはないという形で進めております。

以上でございます。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第52号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 介護保険の特別会計では一般会計から繰り入れられて、介護用品給付費、紙おむつ等の支給費とお聞きしております。8ページになります。これも先ほどの敬老金ほか、見直しということで復活した分だとお聞きをしております。この紙おむつの事業の中身ですね。それから利用がどれくらいあるのか。これについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、増永委員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、補正をさせていただいております紙おむつの事業ですが、紙おむつの支給の内容については二つございます。まず、券を給付しまして、それを薬局で商品と交換していただきまして、利用していただくのが基本でございます。もう一つは、入院等されまして、その紙おむつの券が利用できなかったという方に対して、市役所のほうでその券を受け付けしまして、換金しまして、給付させていただく部分につきまして、今回補正をさせていただいております。

事業の実績ですけれども、平成26年度、98万4,000円の換金をさせていただきまして、延べ利用者は52名となっております。さらに平成25年度、1年前をさかのぼってみますと、90万6,000円、51名の方に給付しておりました、おおむね50名ぐらいの方が入院をされて、券が使えなくて換金をさせていただいてる事業でございます。

この事業につきましては、今回予算計上させていただいておりますように、支出が127万5,000円を計上させていただいて、それに対する歳入としまして、国、

府、市、また65歳以上の方の負担という形でございます。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 これも大変喜ばれる制度だと思いますので、復活していただいたことについては非常に評価をしております。また引き続き、これをずっと続けていっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、来年度から新総合事業と呼んでおりますけれども、総合事業の中に、こういう地域支援事業、包括支援事業が含まれてくるということになると思うんです。この紙おむつのことも含めて、財源というのがある程度決められてくる。前年度の財源と、それから高齢者の方の伸び率、これによって変わってくるというふうにお聞きをしておりますけれども、そういう中で、この紙おむつに関しての事業も、国のほうは当分の間実施して差し支えないというふうな言い方で、いつどこで切られるかわからないというような部分があるのかなとも思いますけれども、やはり高齢者の方々にとって非常に大切な制度だと思いますので、今後とも引き続きしっかりとやっていっていただきたいと思うのですが、この総合事業の来年度の部分というのについては、10%の特例みたいなこともあるというふうに聞いてるんですが、摂津市の大体これぐらいというような金額というのがわかっていましたら、教えていただきたいと思えます。

以上です。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、増永委員のご質問にご答弁申し上げます。

平成29年4月から市町村のほうに介

護保険の事務がおりてきまして、要支援者の方のデイサービス及びヘルパーの派遣につきましては、市町村事業となります。また、その中の地域支援事業といたしまして、地域で身近なところで高齢者が集えるような、本市ではモデル事業として集い場をしておりますけれども、こういう集いを各地域に設置するというような内容もあります。財源としましては、国のほうから一定おりてくるわけですが、従前どおりの金額がおりてくれば、非常に私どもとしてありがたいんですけども、国のほうから高齢者ののびの分は上積みしていただきますけれども、実際には、高齢者の伸び以上に利用率も高まりまして、それ以上の給付の伸びをしております。今回、平成27年度の数字はおおむね固まりまして、それで申し上げますと、平成26年からの伸びは5.9%給付費が伸びる状況となっております。その1年前、平成25年度から平成26年度におきましては、9.4%の給付費が伸びている、非常に右肩上がりの状況でありまして、国のほうも、この給付費の抑制には力を入れてるところでありますけれども、先ほどご質問ありましたように、紙おむつ等の事業につきましては、実際利用される方のニーズをお聞きすると、非常に喜ばれているというのも耳にしておりますので、総合事業の構築におきましては、限られた財源の中で、取捨選択しながら、市民に喜ばれるような事業を展開していきたいと考えております。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 国の出してきた数字というのは、非常に厳しいということについては、よくわかることです。その制度の設計の仕方というのは、給付を減らした

めの制度設計というふうに私たちは見ております。しかし、本来は介護保険を利用される方々が、しっかりと利用していただくことによって、より介護度が重くならないように整えるというのが本来の趣旨だと思いますので、そのお金で絞って制度を使えなくするというのは、これは本当に間違っていると思いますし、おむつの問題なんかでも、本当に今高齢者という紙おむつの必要な方の介護ということで、経済的にも精神的にも、ご家庭の方が大変苦勞をされてる中で、こういう制度で助けていただけるといふのでとても喜ばれている制度ですので、ぜひぜひこれからも続づけていっていただきたいと思います。

国の制度の設計は非常に厳しいものではありますがけれども、以前から言っていますように、その中で何とかやりくりをしようということではなくて、やはり必要に応じてきちんと使っていただいて、足りない分については、やはり国に対しても要望を上げると同時に、一般会計からの繰り入れということも、何度も言っていますが、法的にできないものではございませんので、しっかりそこを考えていただいて、今後とも高齢者の方が安心して摂津市で暮らしていけるように制度をつくっていただきたいということで、要望としておきます。

以上です。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時47分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第54号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 別府のコミュニティセンター指定管理者指定の件について質問をさせていただきます。

指定管理者が、一般財団法人摂津市施設管理公社に決まったということです。指定管理者指定申請書というのを見せていただいております。この中に、やはり今まで別府公民館が果たしてきた公民館としての役割をどのように継承していくのかということはこの間ずっと私もお尋ねしてきたところですが、どう書かれているのかなと思って読んでいきますと、しっかりと公民館としての機能というような形は、(仮称)別府コミュニティセンターまつりへの協力を行いますというところが出てくるんですけど、それ以外は余り書かれていないように思います。確かに、指定管理の部分だけではなくて、直営で非常勤の職員の方をお二人雇われるということで、公民館との関連については、そちらの方々が担っていかれるのかなという部分はあるんですけど、でも、それだけではなくて、この指定管理者が、きちんとその部分も役割を担うからこそ、公募ではなくて、施設管理公社がやるんだというご説明もお受けしたと思うんです。ですので、具体的にどのような形で公民館機能というのをしっかりと継承していくというふうに考えておられるのかということについてお聞きをしたいと思います。コミプラ、文化ホールとの連携というのは、この中に書かれているんですよ。他の公民館との連携というのはないんですね。その辺について、お伺いします。また、以前にもお伺い

しました公運審との関係とか、そういう問題についても教えていただきたいと思えます。

以上です。

○上村高義委員長 谷内田課長。

○谷内田市民活動支援課長 別府コミュニティセンターにおける指定管理者が、公民館の機能をどういうふうに継承していく中で、役割、どう担っていくのかというふうなご質問ですけれども、増永委員もおっしゃっておられましたように、この別府コミュニティセンターにつきましては、指定管理者、それと市民活動支援課の非常勤職員、臨時職員の二つの体制で管理運営を行っていくというふうに考えております。

公民館機能の継承の部分につきましては、増永委員もおっしゃっていただきましたように、主には、その非常勤職員が、これまで公民館で行っていた講座の企画であるとか団体の指導助言、それから、他の公民館との連携、これを主に担っていただくものでございますけれども、当然指定管理者もその中に入って調整をしていただきたいというふうに考えております。

公運審につきましても、位置づけとしては公民館ではございませんので、公運審の中でいろいろ審議していただくというふうなことは、ちょっと困難であるというふうに考えておりますけれども、同様の審議会と申しますか、会議体を立ち上げまして、そこで連携を図っていききたいと。公運審の委員さんの一部に、会議体に入ってくださいとか、そういったことで連携を担保していききたいというふうに考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 非常勤職員さんが主に講座の企画であるとか、それから、他の公民館との連携をされるということですが、

自治会の会長さんなんかともお話してますと、やはり館長さんと、それから職員の方と一緒に教育委員会もバックアップをしてくれて、今までさまざまなことをやってきたんだけれども、やはりその体制が非常に薄くなるんじゃないかというご心配をいただいているんです。職員さん二人、これまでと同じくいらっしゃいますよということはお話しているんですけれども、それだけではなく、やはり教育委員会はもう全然手を貸してくれないのかとか、いろんなことを聞かれるわけですね。その辺についてご心配がないような形で、もう少ししっかりと提示をしていただけたらなど。連携しますというのは言葉ではわかるんですけれども、具体的に、例えばどんな会議にどういうふうにその職員さんが出ていかれるのかとか、この指定管理者がどういう形でそういう問題について、自治会の方とやりとりをされたり、職員さんとやりとりをされたりするのかというふうなことについて、もうちょっと詳しく聞かせていただきたいと思えます。

今回、6月12日、公民館合同講座というのが行われるわけですね。6つの公民館が一緒になって。すごくいい内容だと思うんですけれども、こういうふうなこれからの企画について、別府のコミセンはどういうふうに参加されていくのか。別府はおいてけぼりになってしまうのか。もちろん、コミプラとか文化ホールと連携する。これ新しい一つのことになりますので、大いにやっていただきたいんですけども、やはり今までやってきた公民館としての横の連帯ということについて、具体的にはどうされるのかということをもう一回、聞かせていただきたいと思えます。

○上村高義委員長 谷内田課長。

○谷内田市民活動支援課長 連携、具体的にどういうふうに図っていくのかというご質問ですけれども、まだ詳細については詰め切れてませんが、やはり地元の自治会、それから団体さんとの協議、風通しのいい関係性、こういったものが求められるのかなと考えております。今回、施設管理公社を非公募で選定させていただいた理由も、一番大きい部分はそこでございまして、これまで施設管理公社につきましては、コミュニティプラザでありましたり、文化ホールで開催されておりますイベント、自治会さん開催のイベントであるとか、各団体さんが開催されてるイベント、それについて準備段階からいろいろ協議を重ねてこられたり、実際にイベントを開催したりということで、そういった団体さんとの良好な関係性を築いていただいております。そういったこれまでの関係性をもって、新しい施設の課題についても、市とともに施設管理公社さんは協議していただける、そういうところから選定させていただいておりますので、具体的なところも、まだ詳細は決まっておられませんけれども、きちんと関係者と協議等は施設管理公社さんにしていただけるものと考えております。

あと、公民館の合同講座の件につきましても、別府のコミセンで開催いたします講座、それを単体でやるというふうなことは全く考えておりませんので、当然今まで公民館全体でしていた講座につきましても、きちんと公民館の職員同士の会合にはどんどん非常勤職員に出席していただいて、きちんと連携をして、合同講座を開催していきたいというふうに考えております。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 もう開催までというか、

コミセンの使用ができるまでに、日がだんだん短くなってきておりますので、やはり周りの自治会の方々だけではないですけれども、地域の方々に不安のないように具体的に話をどんどん進めていっていただきたいなど。しっかりと地域の方のご意見を吸い上げて、それがちゃんと実施できるような形というのを一緒に考えていっていただきたいなと思います。

それから、この仕様書の中に、後ろのほうに各年度ごとの収支計画書が入っています。もちろん人件費が大きいものだとは思いますが、管理費の委託費が非常に大きい金額で入っているのかなというふうに思うんですけれども、これは具体定に一体何なのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つ、地域の方々が非常に心配をしておられるのは、コミュニティセンターの使用料ですよね。これは、条例が制定されましたので、一定決まっちゃったということではあるんですが、やはり激変緩和措置といいますか、今まで使ってらっしゃった方々については考えるというお話も聞いてるんですけれども、その料金設定は具体的に決まったのかどうか。この2点についてお願いします。

○上村高義委員長 谷内田課長。

○谷内田市民活動支援課長 委託費ですけれども、詳細については、手元に持ち合わせてないんですが、コミュニティプラザにおきましても、エレベーターの保守管理でありますとか、あとは受電施設の保守委託、それから清掃の委託、そういったものが主になったかと思います。コミュニティセンターにおきましても、そういった施設の管理の委託分ございまして、こういった金額になってきております。

利用料の激変緩和についてですけれども、何年かをかけて一応最終的には4割減免の数字にもっていきたいというふうに思っております。当初いろいろ想定していたんですが、予約システムとの関係の検討がまだ十分ではなかったもので、最終の部分は詰め切れてないんですけれども、予約システム、毎年毎年そういった激変緩和の対応をしようとする、システム自体を改造する費用が発生するというのもございまして、そういったなるべく改造費用をかけずに対応できる、しかも、皆さんにある程度ご納得いただける金額をとということで、最終的な詰めに入っている状況です。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 また管理費の委託料については、詳細がわかれば教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから、コミュニティセンターの使用料はまだ決定していないということですが、関係者の皆さんにとっては、非常に心配なところだと思いますので、しっかりとご意見を聞いていただいて、皆さんの納得のいく形にしていきたいと思ひます。

以上で終わります。

○上村高義委員長 ほかにございせんか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員

今、増永委員がいろいろと運営のことにつきましては、ご質問されまして、ご答弁いただきましたので、よく理解はできましたけれども、このコミセンは、言うまでもないんですけれども、公民館機能を備えた複合施設ということで、市内では初めて運営をされていくわけですよ。こういった

形体の施設が、今後市内の中でも広がっていくのかどうかということについては、まだわからないところもあるのかなというふうには思っているところですが、しかし、その一方で、いろいろと施設を効率的に運営していくということになっていくと、やはりそういったことは一定念頭には入れておられるのかなというふうに思ひます。そういう意味で申し上げますと、今回このコミセンをしっかりと成功に導いていくということは非常に重要な意味を持つのかなというふうに思ひているところですが、そのあたりについて、せつかく副市長、きょうお越しいただいておりますので、少しお聞かせいただきたいと思ひます。

それと、具体的に今回、管理の指定を管理会社にされるということで、私は非常に妥当なご判断をされたのかなというふうに思っております。ただ、この期間が平成33年の3月31日までということで、平成34年度以降が、また恐らく公募をされていくのかなというふうに思ひわけなんですね。そのときに、仮に平成34年からまた別の業者が管理をしていくということになっていくと、そしたら今まで管理会社が蓄積してきたノウハウを本当に管理会社の中で今後持ち続けることができるのかなということは、一定見ていかなあかんのかなと思ひます。つまり何が言いたいかといいますと、普通の業者であれば、仮に摂津市のこの施設を管理できなかつたとしても、ほかですることができるわけですよ。そうすると、そのノウハウは、一定引き継がれていくわけですよ。しかし、管理会社というのは、そういう色合いじゃないですよ。一度失うと、そこを維持することは非常に難しいんじゃないかなと

いうふうに思います。そうなってくると、この管理公社自体も、今後どのようにして位置づけていくのかということについては、一定見ていかなあかんのかなと思うんですけども、あわせてその辺についてもお聞かせをいただければと思います。

○上村高義委員長 小野副市長。

○小野副市長 コミュニティ施設の公民館機能の関係のお問いでございますけれども、具体的に定まったわけではございません。ただこれを議論したときに、私覚えてますのは、一つの形は茨木市にあったと思うんです。茨木市は、これは公民館機能だけでなく、自主運営といいますか、そこでやってもらおうと。ほぼ、地域のコミュニティなんです。公民館機能だけに限らないと。例えば、飲食不可であるとか、それで本当にいいのかと。公民館になってしまうとそういうことが出てくる。もう少し広く見れば、多分、寝屋川かどっかやったと思いますけども、お子さんを始め、事業所の形やジュース等の飲食とか、もっと幅広い形で使われてますね。ですから、私は公民館法に基づくだけじゃなくて、もう少し限られた施設ですから、多くの人が使ってもらえるような機能を有する施設にすべきであると。公民館関係者だけが独占物というような形で使うべきではないと。というのは、あのとき議論をいたしました。ただ、これも議会と十分議論しないといけませんので、摂津市のような、こういう形の中でいきますと、もう少し自由に広く、幅広く地域で使っていただけると。余り法律に縛られたような使い方では、どうなのかなと議論したかと思いますが、私はこれは追及すべきこれからの形であるというふうに思いますし、一つの例は茨木市にあったというふうに思ってます。固まってお

りませんが、そういう考え方でもって今後議論をし、議会との調整もしたいと思ってるのが、今のところ私の基本的な考え方でございます。

それから、もう一つは、管理公社も一つなんですが、一番危惧しますのは、これは民間と競合させますと、多分、全部の市のこういう施設はつぶれていくというふうに思います、民間競合させれば。だから、5年、5年の中で、あのとき議論したんですが、プレゼンさせましたけども、非常に危うかったです。民間から比べれば。はっきり言えば、あつと驚くような、やっぱり行政におんぶにだっこしたような形になっておったというふうに思います。だから、私はそういうことが出てきますと、守り切れないというのが厳しいと思ってます。したがって、こういう施設は、やっぱり守るには守るというふうに思います。一つ大きな形であるのは、反省点が一つあります。一つは、例えば職員のOBの部長級をもっていくことに「是か非か」という問題が出てくると思っております。ですから、部長級の職員が頑張ってくれたんだから、そういうところのトップにもっていくということが、ルーチン化するのがいいのかどうか。私は、むしろプロパーがそここのところに出てきて、そこでやっぱりやっていくというような姿勢を持たないと、いつもいつも部長級はそこに出てくるのであれば、モラルが非常に下がるのではないかと。それも大きな形があるというふうに思います。したがって、今のままでは、どの形も守り切れなくなる可能性が高いということは、危惧してまして、今、少しプロパーの間で、もっと5年間の中でノウハウの蓄積とか、行政に頼らなくても、自分のところでつくっていくとか、うちの補助金とかそういう施

設で賄っていたら負けるということは、常に計算をしておりますので、これを大きな課題として持っております。ただ、どうするのか決まっていますが、非常に危惧心を持っておりますので、守るべきは守るという視点に立ちながら、今後進めてまいりたいということは、現状で私が思っているところでございます。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 副市長からご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、コミセンのことなんですけれども、今副市長がおっしゃっていただいたように、茨木市にヒントはあるんだというお話ですよね。ちょっとこれ所管外になってしまいますけれども、文教の委員会の中では、児童センターを安威川以南にまた造ってほしいんだというようなお話がありましたよね。これ同じく文教になりますけれども、支援センターがやはりそういった機構が安威川以南は弱いんじゃないかというようなお話もあったわけでございまして、そういったことをしっかりとクリアしていこうとなったら、単独で造るというのは非常に難しいのかなと、私も思っております。となっていくと、やはり複合的な施設をつくっていくということは、一つの方向性としてあるのかなと。この別府のコミセンについても公民館機能はどうかというお話を副市長からいただいたわけなんですけれども、やはりそういったシステムをもっていながら、今後市内の公共施設の廃止ということについても、いま一度考えていく必要があるのかなというように思っておりますので、そのためにも、この別府のコミセンをしっかりと成功例に導いていただいて、これはモデルケースになるようお願いをしたいというよう

に思っております。

あと、管理公社を含めた外郭団体のお話を副市長からいただきまして、やはり、外郭団体があるということの意味をしっかりと一本もつとかなあかんのかなというように思っています。実際には、今回この管理公社に公募ではなくてお願いをしているわけですね。ある意味都合のいいときだけ任せるんかということになってみかんわけでございますので、しかし、一定、民間と競合したときにも、確かにもっと意味があるんだなと言えるところまで上げていかなあかんということが、もう一つの方向としてあるのかなと思っておりますので、非常に方向性がまだ決まってないということでございまして、今後のことを考えた場合に、外郭団体があるということが重荷にならないように、しっかりと見ていながら、あるときにはご指導もいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○上村高義委員長 小野副市長。

○小野副市長 児童センターの問題はご存じのように、井上市長時代につくりまして、そのときから安威川以南に要するというで議論はございました。私はこの内部議論の中では、今言われているように、この児童センターの問題というのは、この安威川以南にも一つ大きく課題として持っておるといふように認識しております。したがって、今後の公共施設の配置検討の中で、集会所をどうするかとか、それから公民館をどうするかという大きな議論の中で、私は、この安威川以南に大きく横たわっている問題について、安威川以北が果たしている児童センターの機能を必ず、と思っておりますので、これは内部で議論いたしております。ただおもてに出しておりませんが、

そのことの意味合いは十分理解した上で公共施設の配置検討の中で具体化し、議会とも議論させてもらいたいというふうに思っておるところであります。

なお、各外郭団体を今おっしゃったように、やはり自立して、そして我々が残していくから残していると重荷にだけはなってはならないということを私は考えてございますので、残すべきは残す。頑張ってもらいたいということで、奮闘してまいりたいというふうに思っております。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時12分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第49号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第54号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時14分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

本委員会の行政視察につきましては、5月23、24日に、熊本県熊本市と水俣市への行政視察を予定していましたが、熊本地震が発生したことから、4月16日に視察先より受け入れ困難との連絡を受け、視察の実施を中止としていました。そこで、新たに視察先等を委員長案として提案させていただくものです。

日程は、7月26日火曜日、7月27日水曜日、視察テーマと視察市につきましては、小型家電リサイクル事業「かながわモデル」について神奈川県伊勢原市、「長寿社会に向けたまちづくり～地域包括ケアシステムの具現化に向けて～」について千葉県柏市を視察いたします。

伊勢原市は、人口が約10万2,000人、こちらでは、平成25年4月から小型家電リサイクル法が施行されたことに先立ち、県が提案する小型家電の回収モデルを平成25年1月から第1号として先駆的に取り組まれています。その回収モデルでは、市が収集した小型家電製品を福祉事業所に引き渡して解体し、売却することにより障害者の工賃を増加することを目的としています。そのような福祉分野とタイアップした独自の回収システムを視察します。

次に、柏市は、人口が約41万6,000人、こちらでは、「住み慣れた場所で自分らしく老いることができるまちづくり」

を実践するため、柏市、東京大学高齢社会総合研究機構、UR都市機構の3者で長寿社会に向けたまちづくりに取り組んでいます。このように、在宅医療の普及や高齢者の生きがい就労の創生を目指したまちづくりを視察します。

民生常任委員長 上村 高義

以上のような視察案を提案させていただきましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。ご意見があればお願いいたします。

民生常任委員 森西 正

いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 それでは、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前11時17分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

それでは、本委員会の視察につきまして、以上のとおり実施することといたしますので、よろしく申し上げます。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前11時21分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。